

令和 7 年度
阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託
公募型プロポーザル仕様書

令和 7 年 1 0 月
阿蘇市市民部ほけん課

この仕様書は、令和7年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき委託事業者の選定を行う上で最低限の業務内容の概要を示すものである。

実施要領に基づき選定された委託事業者（以下「受託者」という。）と随意契約を締結するに当たっては、改めて当該受託者と阿蘇市（以下「委託者」という。）で協議を行い、双方の合意に基づき、本業務委託の仕様を別に定めるものとする。

1 業務委託名

令和7年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2 業務委託期間

契約締結日の日から令和8年3月31日まで

3 業務内容の概要

(1) 調査票の企画、作成及び発送等

ア 調査票は、国が示す必須項目と、委託者が加えたオプション項目の計60項目程度を想定する。

イ 調査票の作成に当たっては、高齢者に配慮した見やすく分かり易いものとする。

ウ 調査票の作成部数は、2,500部程度（A4、両面印刷、中綴じ）を想定する。

エ 調査対象者は、5つの日常生活圏域ごとに委託者が無作為に抽出する。

オ 委託者は、調査票の発送・分析に必要な標本名簿（調査対象者の被保険者番号、氏名、フリガナ、生年月日、郵便番号、住所、日常生活圏域等）をエクセル又はCSV形式データで、受託者に提供する。

カ 受託者は、送付用の封筒（角2）を作成し、委託者が提供する情報をもとに宛名を印刷する。

キ 受託者は、返信用の封筒を作成し、調査票とともに送付用の封筒に封入する。

ク 受託者は、封かんした送付用の封筒を発送する。

ケ 調査票の発送に必要な郵送料は、委託者が支払う。

コ 送付用、返信用の封筒に記載する事項等は、別途協議する。

(2) 調査票の回収

ア 調査票の回収率は、日常生活圏域ごとに60%以上を想定する。

イ 調査票の返信先、問合せ先は、受託者とする。

ウ 調査票の回収率を上げるため、〆切の前にハガキによりリマインドを送付する、あるいは電話により個別に回収を促すなど行うことが望ましい。

エ 回答のなかった要因について可能な範囲で確認を行うことが望ましい。

オ 調査票集計後、受託者は、調査票を委託者に返却する。

(3) 回収調査票の結果入力、集計等の電算処理

ア 回答済みの調査票のデータは、被保険者番号を含む標本名簿を照合可能としたものを作成し、国が示す地域包括ケア「見える化システム」へ登録ができる状態に加

エしたうえで、委託者に提出する。

イ 調査データを集計し、調査結果について、設問ごとにグラフや表、クロス集計等を作成する。

ウ 日常生活圏域ごとの高齢者の課題、日常生活圏域の特徴を把握するための分析をするとともに、第10期阿蘇市高齢者いきいきプランに関わる課題解決に向けた方策や今後の事業展開等について提案する。

(4) 報告書の作成

ア 調査結果に基づき報告書を作成し、委託者にデータを提出する。また、その内容について、説明する。

イ 報告書は、グラフ、表、クロス集計等を用いて、分かりやすいものとする。

4 注意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い遂行すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、個人情報の保護及びプライバシーの保護に関する法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料等について、十分な注意のうえで保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後、全て返却すること。
- (6) 本業務で履行した成果品等は、全て委託者の所有物とし、委託者の許可なく貸与、公表及び使用してはならない。
- (7) 業務完了後、成果品等に受託者の責めに帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに委託者が必要とする措置を行うものとする。なお、これに対する経費は、受託者の負担とする。

5 本業務のながれ（予定）

令和7年12月	随意契約の締結 調査対象者・調査項目の設定 調査票の作成・発送
令和7年2月末	調査票の回収期限 調査票結果の集計・分析 報告書の作成
3月末	報告書の納品・説明

6 「第10期阿蘇市高齢者いきいきプラン」の策定の提案

本ニーズ調査後、令和８年度において老人福祉法第２０条の８に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第１１７条に定める市町村介護保険事業計画（以下「第１０期阿蘇市高齢者いきいきプラン」という。）の策定を行うこととしている。ニーズ調査と併せて計画策定を行う場合のスケジュールや費用などについてご提案いただきたい。

なお、この提案については、業務全体の企画内容を判断するために参考提案をいただくもので、あくまでも選定された業者とは令和７年度の契約締結交渉を行い、令和８年度業務については、予算が確定した後に契約交渉を行うものとする。

業務内容

(1) アンケート調査の集計・分析と課題の整理

現状を分析し、重点的に取り組むべき課題を整理するため、以下のアンケート調査の結果の集計・分析及び報告書の作成までを一括して行う。

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

イ 在宅介護実態調査

ウ 実態把握調査（在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査）

なお、アンケート調査の集計・分析に当たっては、次の点に留意すること。

ア 市全域、日常生活圏域ごとの分析を行うこと。

イ 年齢、性別、圏域別等の基本属性との単純集計及びクロス集計を行うこと。

ウ 必要に応じて過去の調査との経年比較を行うこと。

エ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査は、地域包括ケア「見える化」システムに登録するためのデータ抽出及び入力を行うこと。

オ 地域包括ケア「見える化」システムを用いた他団体との比較及び課題の抽出を行うこと。

カ 在宅介護実態調査自動集計分析ソフトを用いた分析を行うこと。

キ 過去のアンケート調査の報告書の内容を踏まえた上での課題の抽出を行うこと。

ク 認知症高齢者に関する課題・分析の抽出を行うこと。

(2) アンケート調査の結果報告書の作成

アンケート調査の集計・分析と課題の整理について、結果報告書を作成し、納品すること。

また、結果報告書を作成する際は、得られた内容を整理・分析し、図形やグラフ、クロス集計表などを用いて視覚化し、分かりやすいものとするよう努めること。

ア 結果報告書

（ア） A４判（表紙・本編・裏表紙）

（イ） ５部

イ 電子データ（ＣＤ－Ｒ等）

（ア） 編集可能なワード、エクセル形式のデータ

(イ) 関係資料のデータを含む

(3) 施策の現状評価と課題の抽出

- ア 第9期阿蘇市高齢者いきいきプランの進捗状況を確認し、上記のアンケート調査の集計結果から施策の現状評価と課題の抽出を行い、施策への反映を検討すること。
- イ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、地域間の比較等による現状分析から本市の課題の抽出を行うこと。また、同規模の自治体の取組事例等を参考に本市に適した施策を検討するための情報を収集すること。
- ウ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標について、加点できるような施策の提案を行うこと。

(4) 介護保険サービスの見込み量の推計と確保策

施策の現状評価と課題の抽出で把握した情報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを活用して総人口の推移、高齢者人口の推移、要支援・要介護認定者数の推移及び施策を反映させ、事業費の見込み及び介護保険料の算出等について、将来推計を行うこと。

なお、推計を行う際は、介護保険法第116条の規定による基本指針に即したものとすること。

(5) 素案の作成等

第10期阿蘇市高齢者いきいきプランの作成に当たっては、国の介護保険制度改正の動向を踏まえ、素案の作成から最終的な案の決定までの検討及び調整を委託者と協議しながら行うものとする。

なお、これらを作成する際は、得られた内容を体系的に整理・分析を行い、図形やグラフ、クロス集計表などを用いて視覚化し、分かりやすいものにするよう努めること。

(6) パブリックコメント支援

第10期阿蘇市高齢者いきいきプランを策定する過程において、市民から多様な意見を広く募集し、提出された意見に対する対応策についての助言等の支援を行うこと。

(7) 阿蘇市介護保険事業計画等推進委員会(4回程度開催)への運営支援等

受託者は、次に掲げる事項を支援するものとする。

- ア 阿蘇市介護保険事業計画等推進委員会会議(以下単に「会議」という。)に向けた資料を作成する。
- イ 会議に出席して資料の説明を行う。
- ウ 会議での質疑に応答する。
- エ 会議録を作成する。

オ その他市が指示する事項

(8) 研修会への参加

受託者は、熊本県が主催する「第10期介護保険事業計画策定関連業務受託事業者研修会」(仮称)へ参加すること。

(9) 成果品

ア 第10期阿蘇市高齢者いきいきプラン印刷製本

(ア) A4判(表紙・裏表紙カラー刷り、本文2色刷り、背表紙タイトル入り、150頁程度)

(イ) 250部

(ウ) 電子データ(修正可能なワード、エクセル形式、CD-R等、関係資料も併せて収録すること)

イ 電子データ(CD-R等)

(ア) 編集可能なワード、エクセル形式のデータ

(イ) 関係資料のデータを含む

(10) 支払方法

成果品の納品後に支払う。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。